

令和6年11月定例教育委員会次第

日時： 令和6年11月26日（火）
午前10時～午前11時30分
場所： 犬山市役所4階401会議室

1. 開会

2. 教育長報告 (前回会議録の承認)

3. 付議事件の審議

第38号議案 令和7年度授業改善犬山プランについて 学校教育課

第39号議案 犬山市歴史まちづくり協議会専門部会委員の委嘱について 歴史まちづくり課

第40号議案 犬山市プロポーザル審査委員会委員の委嘱について 歴史まちづくり課

4. 通信及び請願

5. 協議・連絡

- | | | |
|---|----------|------|
| (1) 後援名義使用承認に関する報告 | 文化推進課 | No.1 |
| (2) 12月・1月行事予定表について | 学校教育課 | No.2 |
| (3) 令和6年度要保護及び準要保護等児童・生徒の認定について | 学校教育課 | No.3 |
| (4) 令和7年度小中学校儀式等の日程について | 学校教育課 | No.4 |
| (5) 犬山市文化史料館南館ネーミングライツパートナー選定委員会委員の委嘱について | 歴史まちづくり課 | No.5 |
| (6) 議会の議決を経るべき事件 | 教育部 | No.6 |
| (7) いじめ防止に向けて | 学校教育課 | No.7 |

6. 自由討議

7. その他

8. 閉会

犬山市教育委員会第38号議案

令和7年度授業改善犬山プランについて

令和7年度授業改善犬山プランの方針について別紙のとおり定める
ものです。

令和6年11月26日提出

犬山市教育委員会

教育長 滝 誠

(説 明)

この案を提出するのは、令和7年度授業改善犬山プランの方針を定
める必要があるからです。

令和7年度授業改善犬山プラン（案）

ー 少人数学級の中で多様な学習環境を創造し、自ら学ぶ力を育む ー

1 基本的な考え

- (1) 犬山の教育は、自ら学ぶ力を柱と位置づけ、人格の完成をめざす。そのため、学級編制や教育課程の編成等について学校現場に裁量を委ね、豊かな人間性と確かな学力の形成に努めるとともに、教師の資質・能力の向上をめざし学校の活性化を図る。
- (2) 国や県による小学校・中学校の35人学級編制に加え、市独自で中学校においても少人数学級編制を実施する。その中で子ども同士、子どもと教師との人間関係を築きやすくし、子ども主体の学びの授業を実現する。学級としての適正人数は、子どもたちの発達段階や各校独自の教育課程編成を配慮し弾力的に運用する。
- (3) さらに、少人数学級編制の下で少人数授業やT T授業、複数学級による合同授業など、授業改善につなげる多様な学習環境の整備に努め、一人一人に目の行き届いたきめ細かな指導、個に応じた多様な学習活動の展開を図る。さらに、小学校高学年では、教科担任制による義務教育9年間を見通した専門性の高い教科指導の充実に努める。
- (4) その実現に向け、小中学校に少人数授業やT T授業を実現するための市費非常勤講師を配置する。また、小学校には教科担任制に対応する非常勤講師を、中学校には、少人数学級の担任を担う常勤講師や少人数学級編制により生まれる授業数増に対応する非常勤講師を配置する。
- (5) また、すべての子どもに等しく学ぶ機会と環境を保障していく観点から、特別な支援を必要とする子どもたちへの学びの充実に努めるために、特別支援教育支援員を配置する。

2 「授業改善犬山プラン」の歩み

- (1) きめ細かな学習指導、子ども主体の学びの授業を推進するために、平成13年度より市費非常勤講師を採用し、少人数授業やT T授業を市内小中学校で取り入れて授業改善を進めた。当初は、どの教科・学年で、どのように活用するかは、各学校の創意工夫に任せていた。しかし、平成15年度以降は、系統性が強く基礎基本の定着に差が生じやすい算数・数学・英語の教科で少人数授業を展開し、理科では実験・観察を適切に位置づけた魅力のある授業づくりをめざして専門の教員を配置してT T授業を実施している。そして、「基礎・基本の確実な定着」と「楽しさとわかる喜びを豊かにする授業の創造」をめざして授業改善に取り組んでいる。（別紙：表1）
- (2) 平成14年9月に授業改善犬山プラン検討委員会を設置し、過大学級の解消をめざした30人程度学級の推進と学校運営の工夫改善、教育委員会の人的支援の在り方や学校施設設備の充実などが協議され、解決に向けて様々な試案が示された。それを受けて、平成16年度に「授業改善犬山プラン」が策定された。その後、「授業改善犬山プラン」は犬山市小中学校長会と犬山市教育委員会の協議で毎年策定され、現在に至っている。
- (3) 過大学級の解消をめざした少人数学級の取組では、「授業改善犬山プラン」の試案を受け、平成15年度には小学校3校が少人数学級実践校として過大学級の解消に取り組んだ。平成16年度には、さらに各学校に広がりをもたせ、該当学校で2学級程度の過大学級を解消する方向で検討を加え、小学校5校で9学年分、中学校4校で5学年分の少人数学級が実現できた。併せて、増加学級分の学級担任である教務主任や校務主任の負担軽減と学校運営を支援するために非常勤講師（学級増対応）、学校経営支援員（退職校長や退職教頭等）、校務支援者（シルバー人材センターへ委託）を配置して、学校経営や学校運営に対する人的支援（別紙：表1の㊸2と表3の㊸3）に取り組んだ。

- (4) 平成18年3月の法改正によって市費常勤講師の採用が可能になり、犬山市でも市職員の勤務時間等の条例改正を待って、平成18年7月1日から市費負担教員(常勤講師)1名を配置(別紙:表1の㊸1)した。その後、「別紙:表1」に示すように市費負担教員を採用して配置している。なお、市費負担教員の採用に伴って教務主任の学級担任は順次とりやめ、平成19年度以降は非常勤講師(学級増対応)を、平成21年度以降は学校経営支援員の配置をなくした。
- (5) 小学校では、32人を上限とする30人程度学級を推進してきた。平成30年度からは基準を34人以下に変更している。中学校では少人数学級より少人数授業やTT授業を重視し、平成23年度からは全学年・全学級で実施できるように非常勤講師を増員して個に応じた多様な学習活動の展開を図っている。
- (6) 全ての子に等しく学ぶ機会と環境を保障していく観点から、通常の学級に在籍し特別な支援を必要とする子どもたちの自立と、それを取り巻く子どもたちとの学びの授業を実現するため、平成20年度に特別支援教育支援員3名を配置した。その後、年々配置人数を増やし、年度ごとの配置人数は《表1》に示すとおりである。
- (7) 令和2年度からは、学習集団と生活集団を同一とする学級規模を35人と考え、少人数学級編制を推進した。その際、増加学級分の学級担任を市費負担教員の配置で実現し、これまで以上に学校ごとの特色ある学級編制や教育課程の編成を可能にした。
- (8) 中学校2年、3年において市独自の少人数学級を実現するため、令和4年度は、増えた少人数学級数分の授業数増に対応する市費非常勤講師を5人配置し、試行的に2校2学年で少人数学級を実施した。そして、令和5年度は7人、令和6年度は12人の市費非常勤講師を配置し、全中学校全学年で少人数学級編制を実現した。その際、学級担任は、県費職員で対応した。

(備考) 国・県による35人学級実施の変遷

県は、平成16年度から小学校1学年に、平成20年度から小学校2学年に35人学級を導入。さらに、平成21年度より中学校1年生が県費加配教員で対応となる。平成23年度から国の小学校1年生学級編制基準が35人になり定数内対応となる。

そして、令和3年度から国による小学校35人学級編制の対象が2年生から5年間かけ段階的に調整し、令和7年には定数内対応で全学年少人数学級が実施される。

同様に、令和3年度からは、県による少人数学級を小学校3年生から4年間かけ順次、対象学年を上げて対応となった。

3 令和7年度「授業改善犬山プラン」の具体的内容と犬山市の支援

- (1) 学習集団と生活集団を同一とする学級規模を35人と考え、少人数学級編制を推進する。

中学校2年・3年において、市独自による少人数学級編制を実施し、国・県による少人数学級編制と合わせ小中学校全学年を少人数学級とする。中学校2年・3年の少人数学級担任は、県費負担教員が担うか市費負担教員が担うかを学校の判断に委ねる。また、県費負担教員が担任を担う場合は、少人数学級編制により生まれる授業数増に対応するための市費常勤講師や市費非常勤講師を配置する。

また、1学級の児童生徒数を35人と定めるが、「35」については弾力的に運用する。

- (2) 小学校においては、少人数学級編制の中で、市費非常勤講師やNETを配置し、算数の少人数授業や理科・英語のTT授業を実施する。また、市独自の教科担任制対応講師を配置し、算

数・理科・体育・外国語において教科担任制による創意あふれる専門性の高い授業づくりを進める。

- (3) 中学校においては、少人数学級編制の中で、数学と英語の非常勤講師を配置し少人数授業を実施する。

また、小中学校ともに少人数授業やT T授業で培われた指導法や教材づくりの成果を生かし、すべての教科、すべての領域において少人数のよさが生きる授業改善に努める。

- (4) すべての子どもの学びを保障するという観点から、小中学校に特別な支援を必要とする児童生徒に特別支援教育支援員(教室支援)を配置し、また、集団生活への不適応状態にある児童生徒に保健室の業務をサポートする特別支援教育支援員(養護教諭支援)を配置する。

- (5) 学校運営にかかわる人的支援

ア すべての小中学校に校務支援者(シルバー人材センター委託)を配置する。

イ 魅力ある図書館づくりを通し、図書館機能の向上と児童生徒の読書量増加を図る図書館コーディネーターを配置する。

ウ 児童生徒が抱える問題に対し学校や家庭、福祉関係機関をつなぎ、連携・協働して、取り巻く人と環境との関係性を改善していくスクールソーシャルワーカー(SSW)を配置する。

エ 年度初めや年度途中で転入してくる日本語指導が必要な児童生徒に、集中的に日本語や学校生活等の初期指導を行う日本語教育指導員を拠点学校に配置する。また、日本語指導が必要な児童生徒を支援する語学指導員を必要度の高い学校へ配置する。

オ 不登校児童生徒の主体的活動を促し、学校や家庭との連携を密にして学校復帰や社会的自立を図っていくため、教育支援センター「ゆうゆう」「わいわい」へ指導員を適切に配置する。

カ 小中学校の要請に応じて、児童生徒理解や授業づくり等に悩む少経験教員の指導・相談にあたる授業づくりコーディネーターを派遣する。

キ 1・2年生の「“英語”の出会い」や3・4年生の外国語活動、5・6年生の外国語科等の授業に対応するNET[Native English Teacher](5人)を小学校に配置し、学級担任や外国語科専科教員と連携・協力しT T授業を実施する。

- (6) 市費負担教員及び非常勤講師、特別支援教育支援員の配置に係る考え方

原則として次の優先順位で行うこととするが、各学校と市教委が協議の上で決定する。

- ① 全小・中学校において、少人数学級(35人以下)を実現するため、中学校で少人数学級編制により生まれる授業数増に対応する常勤講師や非常勤講師を配置する。
- ② 小学校において、算数の少人数授業や理科のT T授業、教科担任制による授業を実現するための非常勤講師を配置する。
- ③ 中学校には、数学・英語の少人数授業を実現するための非常勤講師を配置する。
- ④ 特別な支援を必要とする子どもたちの学びを保障するための特別支援教育支援員(教室支援・養護教諭支援)を配置する。

市費負担教員・非常勤講師・特別支援教育支援員等の配置の推移

《表1》市費採用の常勤講師・非常勤講師・特別支援教育支援員の配置状況

		平13	平14	平15	平16	平17	平18	平19	平20	平21	平22	平23	平24	平25	平26	平27	平28	平29	平30	令和元	令和2	令和3	令和4	令和5	令和6
非常勤講師	市費負担教員(常勤講師)																								
	注2 学級増対応																								
	小																								
	小																								
	中																								
	少人数授業対応																								
	小																								
特別支援教育支援員	中																								
	保健室指導助手																								
	小・中																								
	教科担任制対応																								
	中学校少人数学級																								
	授業数増対応																								
	教室支援																								
特別支援教育支援員	生徒支援																								
	(養護支援)																								
	介助員																								
	小																								
	中																								
	教室支援																								
	生徒支援																								
特別支援教育支援員	(養護支援)																								
	介助員																								
	小																								
	中																								
	教室支援																								
	生徒支援																								
	(養護支援)																								

※介助員数=対象児童生徒数

《表2》少人数学級による学級増に対応する学級担任等

		平13	平14	平15	平16	平17	平18	平19	平20	平21	平22	平23	平24	平25	平26	平27	平28	平29	平30	令和元	令和2	令和3	令和4	令和5	令和6
少人数学級増による学級増	小																								
	中																								
	計																								
	学級担任																								
	増																								
	費																								
	員																								
中・少人数学級授業数増講師	教務主任																								
	校務主任																								
	定数内教員																								
	少人数学級加配																								
	市費負担教員(常勤)																								
	非常勤講師																								
	短時間非常勤講師																								

《表3》学校経営・学校運営にかかわる人的支援

		平13	平14	平15	平16	平17	平18	平19	平20	平21	平22	平23	平24	平25	平26	平27	平28	平29	平30	令和元	令和2	令和3	令和4	令和5	令和6
注3 人的支援	非常勤講師																								
	(学級増対応)																								
	学校経営支援																								
	校務支援																								
	教員業務支援員																								
	(用務員)																								
	人的支援																								

犬山市教育委員会第 39 号議案

犬山市歴史まちづくり協議会専門部会委員の委嘱について

犬山市附属機関設置条例第 3 条及び犬山市歴史まちづくり協議会規則第 2 条の規定により別紙のとおり委嘱するものとする。

令和 6 年 11 月 26 日提出

犬山市教育委員会
教育長 滝 誠

(説 明)

この案を提出するのは、犬山市歴史まちづくり協議会専門部会委員の委嘱をする必要があるからである。

犬山市歴史まちづくり協議会専門部会委員 名簿（案）

今回委嘱を予定する委員

任期：令和6年12月1日～令和8年11月30日

職 名	氏 名	委員区分	所属等	備考
委 員	越澤 明	学識経験者	北海道大学 名誉教授	継続
委 員	下間 久美子	学識経験者	國學院大學観光まちづくり学部 観光まちづくり学科教授	継続
委 員	松下 迪生	学識経験者	博物館明治村 建築担当 主任	継続

(1)設置について

- ・犬山市附属機関設置条例に基づく犬山市歴史まちづくり協議会の会長の招集により専門部会を設置する。
- ・専門部会の構成員は、委員（臨時委員を含む。）のうちから会長が指名した者をもって充てる。
- ・教育委員会の諮問に応じ、犬山市歴史的風致維持向上計画に基づき実施する事業等について専門的な見地から調査及び検討する。
- ・専門部会に部会長を置き、専門部会の構成員のうちから歴史まちづくり協議会の会長が指名する。

(2)委員会の開催について

- ・年2回程度開催。

犬山市教育委員会第40号議案

犬山市プロポーザル審査委員会委員の委嘱について

犬山市附属機関設置条例第3条及び犬山市プロポーザル審査委員会規則第4条の規定により別紙のとおり委嘱するものである。

令和6年11月26日提出

犬山市教育委員会

教育長 滝 誠

(説明)

この案を提出するのは、青塚古墳史跡公園活用・管理業務に係る事業者の選定を行うため、犬山市プロポーザル審査委員会委員を委嘱する必要があるからである。

犬山市プロポーザル審査委員会委員名簿（案）

（任期：令和6年11月27日～審議終了まで）

職名	氏名	委員区分 (規則第4条の該当号)	所属等	備考
委員	小嶋 毅	(1) 学識経験を有する者	犬山市文化財保護審議会副会長	新規
委員	佐藤 正之	(1) 学識経験を有する者	名古屋経済大学地域連携センター 副センター長	新規
委員	伊藤 文秋	(2) 事業実施に関し専門知識又は資格を有する者	犬山商工会議所事務局長	新規
委員	松田 昇平	(2) 事業実施に関し専門知識又は資格を有する者	(一社)犬山市観光協会専務理事	新規
委員	新原 達也	(3) その他市長が適当と認める者	犬山市経済環境部長	新規
委員	武内 雅洋	(3) その他市長が適当と認める者	犬山市市民部長	新規

(1) 設置について

- ・犬山市附属機関設置条例に基づき犬山市プロポーザル審査委員会を設置する。
- ・犬山市が締結する契約でその性質又は目的が価格のみによる競争入札に適さないと認められるものについて、実績、専門性、技術力、企画力、創造性等を勘案し、総合的な見地から判断して最適な者を選定するため、プロポーザル方式により候補者の選定を行う。
- ・犬山市プロポーザル審査委員会規則に基づき、委員は犬山市教育委員会が委嘱する。
- ・犬山市プロポーザル方式実施取扱要綱に基づき、審査委員会の委員は6人以上とするよう努める。
- ・プロポーザル方式により受注候補者を選定することを決定した青塚古墳史跡公園活用・管理業務の事業者選定について審議する。

(2) 審査委員会の開催について

- ・全2回開催予定。